

住宅扶助費等代理納付依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）和歌山市福祉事務所長

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇

家主が直接の債権者である場合は、家主となります。
氏名欄には、会社（法人）名と代表者名（代表者名の前に役職等）を記入。

（債権者）氏名 (株)宅建 代表取締役 管理 花子
電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

印

私は、同意事項（※）に同意の上、次の住居に居住する被保護者に対して支払われる住宅扶助費等について、福祉事務所長が、本人に代わり私に代理納付することを依頼します。

法人の場合、代表者印

(例) 株式会社 宅健
代表取締役印

被保護者氏名	和歌山 太郎						
住所	和歌山市 〇〇町 〇-〇-〇						
家賃額	家賃月額	30,000					円
共益費（定額）	共益費月額	5,000					円
	合計	35,000					円
期日	令和 △ 年 △ 月分から						
振込先口座	金融機関名	〇〇 銀行	金融機関コード	△	△	△	△
	店舗名	〇〇 支店	店番	△	△	△	
	預金種別	① 普通 2 当座					
	口座番号	△	△	△	△	△	△
	フリガナ	カンリ ハナコ					
	口座名義人	管理 花子					

同意事項（※）

- ① 家主等に変更が生じた場合（所有者、振込先口座、委託不動産業者、家賃額等）は、速やかに福祉事務所長に届出ること。この際、代理納付に必要な情報が得られない場合は、福祉事務所長は代理納付を中止すること。
- ② 代理納付は、住宅扶助費が満額支給される世帯で福祉事務所長が代理納付を認めるものを対象とすること。保護の変更等により代理納付不能となった場合は、福祉事務所長は代理納付を中止し、債権者に通知すること。
- ③ 代理納付後に、保護の変更等により遡って代理納付が不能、過払いとなり、当該既支給住宅扶助費について債権者が福祉事務所長から返還を求められた場合は、債権者が市に対し返還すること。
- ④ 代理納付された住宅扶助費は、対象月の家賃として適切に領収すると共に、債務者へ領収を通知すること。
- ⑤ その他、「住宅扶助費等の代理納付について」（裏面）記載の事項

家主等同意欄（異なる債権者がある場合の大家）

上記の代理納付及び同意事項（※）について同意します。

家賃徴収を家主が直接行っている場合は、記載不要です。

住所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 氏名 大家 一郎

大家

【添付書類】 ①振込先口座の預金通帳の写し（1債権者につき1口座のみ）

②債権者である事が確認できるもの（契約書の写し、委託契約書の写し等）

住宅扶助費等の代理納付についての説明

- 1 住宅扶助費等の代理納付制度は、家賃と同額の住宅扶助費を受給している保護世帯のうち、福祉事務所長が必要と認める者について、福祉事務所長が家主若しくは管理業者等（以下「家主等」という。）の指定する金融機関口座へ家賃及び共益費を直接支払う制度であり、その取扱いは、民間住宅における住宅扶助費等の代理納付に関する実施要領によります。
（福祉事務所長は、代理納付の決定により、家主等と被保護者の賃貸借契約上の何らの責任も負うものではありません。家主等の方の善管注意義務、適切な家屋管理等が前提となり、被保護者の居住が無く過払いが発生した場合などは、「6」のとおり返金していただきます。）
- 2 代理納付の対象は、代理納付適用開始以降の毎月の家賃及び定額の共益費です。（滞納分の家賃等は対象になりません。）
- 3 代理納付実施のためには、家主等（債権者）に「住宅扶助費等代理納付依頼書」へご記入いただき、家主等から福祉事務所長宛てで提出していただくこととなります。この際、債権者の確認を行うため、賃貸借契約書の写しを提出していただきます。また、家主から家賃の収入の委託を受けている不動産会社におきましては、家主との委託契約書を提出していただくとともに、「住宅扶助費等代理納付依頼書」に、当該代理納付への家主の同意の署名・押印をお願いします。このほか、福祉事務所長から必要な書類の提出を求められた場合には、提出をお願いします。
なお、代理納付の依頼は、認定事務等のため、前月の10日までをお願いいたします。
- 4 代理納付を行う住宅扶助費等は、家主等から依頼のあった指定口座へ、原則として毎月5日（土日又は祝日の場合は直前の営業日）に振り込みます（通帳へは「ワカヤマシカイケイカンリシヤ」又は「ワカヤマシ」と表示されます。）ので、当該月の家賃等として適切に領収してください。
なお、家主等の指定口座への毎月の振込みをもって支払いの通知に代えるため、毎月の振込通知は行いません。
- 5 保護の変更等により、本人に支給される保護費の額が家賃額に満たなくなる場合があります。この場合は、代理納付を中止し家主等に通知しますので、家賃等は本人から徴収してください。なお、被保護者の個人情報保護の観点から、中止等の理由については、お知らせできない内容もありますので、あらかじめご了承ください。
- 6 代理納付をした後に、保護の変更等により遡って住宅扶助費が支給されないこととなった場合には、支払い済みの家賃等を返金していただくこととなります。（違約金、損害金等との相殺はできません。）福祉事務所長から「決定通知書」と「返納通知書」を送付しますので、最寄りの金融機関でお納めください。
- 7 家主等に変更が生じた場合（所有者、振込先口座、委託不動産業者、家賃額等）は、所定の様式により、速やかに福祉事務所長に届出をして下さい。なお、家主等が変更となる場合は、原則として代理納付を中止します。（継続には、新たな家主等による再申請が必要となります。）
- 8 振込先口座は1債権者につき1口座とします。所在地や物件によって口座を分けることは出来ません。
- 9 被保護者の居住事実が確認できない場合、同意事項等代理納付の規定に反することその他予期しない特別な事情があった場合には、福祉事務所長は代理納付を中止することがあります。